

儀崎 陽輔

自民党憲法改正推進本部副本部長

いそざき・ようすけ
1957年生まれ。東京大法学部卒。旧自治省を経て2007年参院議員に初当選し、現在2期目。首相補佐官として、安倍晋三首相を支えた。現在は参院行政監視委員長。

—小川昌宏撮影



三権分立の例外の根拠

世界を見渡せば、ほとんどの

国が憲法に緊急事態条項がある。1980年代以降に制定された憲法にはすべて、緊急事態条項が入っていると説く学者もいる。

日本国憲法は三権分立を定めているなか、緊急事態では避難などの措置の迅速化を図るために、立法権を一時的・部分的に行政権に移譲することが求められる。つまり三権分立の枠組みの例外を設けることになるので、憲法に根拠が必要だ。いふなれば緊急事態条項は立憲主義

を守るために存する。

自民党は2012年、憲法改正草案を公表し、緊急事態条項を盛り込んだ。憲法改正推進本部で必要論が高まり、私が小委員会でまとめたものだ。ここ

1年ぐらいの衆議院、参議院の憲法審査会の議論で、他党が理解あるいは理解とはいえないままのままだった。ただ、地

方議員の任期は地方自治法など憲法改正の項目の一つとして有効だった。もし国会議員の選挙だったら、そうはいかなかった。国会議員の任期は憲法に規定されており、任期を延長しないとできない。

いま、自民党は憲法改正の具体的項目として、何を選択するかを決めているわけではない。憲法改正は衆参両院それぞれによっている。また、国會議員の任期延長と衆院解散の制限についても明文化している。

戦後の憲法は武力攻撃事態を想定していない。内閣参事官当時、有事法制の担当をして、国民保護法（04年成立）を起案した。地元のすぐ後に、選挙は実事上不可能だった。ただ、地元の広範な支持を得られるものにすぎない。改定内容は、他の意見を聞いて、できるだけ国民の崇高で重い役割の一つは、国民の生命・身体、財産を守ることにある。小さな人権が侵害されることがあるかもしれないが、國民を守れなければ、立憲主義も何もない。そのためには、平時の憲法の例外規定を置き、緊急事態が起きようとも立憲主義を守る決意が重ねられる」と努力規定にじこめられることは、憲法に例外事項を規定しないとできない。

【聞き手・南恵太】